

県内市町の平成 21 年度決算見込み(普通会計)及び健全化指標等〔速報値〕

1 決算規模 歳入・歳出とも 2 年連続で増加

国の経済・雇用対策や台風 9 号等災害対策などにより、決算規模は前年度比 7.6% の増。

〔 歳 入 2 兆 4,069 億円 (20 年度 2 兆 2,439 億円、前年度比 7.3% 増)
 歳 出 2 兆 3,682 億円 (20 年度 2 兆 2,010 億円、前年度比 7.6% 増) 〕

2 決算収支

(1) 実質収支 204 億円の黒字 (H20 189 億円の黒字)

- ・ 昭和 52 年度以来、33 年連続黒字
- ・ 黒字額は前年度比 15 億円増加

(2) 実質単年度収支 97 億円の黒字 (H20 33 億円の黒字)

- ・ 2 年連続黒字
- ・ 黒字額は前年度比 64 億円増加

3 歳入の状況

歳入決算の内訳

(単位：百万円、%)

区 分	21年度		20年度		増減額 c a - b	増減率 c ÷ b × 100
	a	構成比	b	構成比		
1 地方税	895,267	37.2	928,524	41.4	33,257	3.6
市町村民税所得割	318,173	13.2	322,120	14.4	3,947	1.2
市町村民税法人税割	47,584	2.0	72,948	3.3	25,364	34.8
固定資産税	387,522	16.1	388,941	17.3	1,419	0.4
2 地方交付税等	384,537	16.0	347,040	15.5	37,497	10.8
交付税	309,263	12.8	298,453	13.3	10,810	3.6
臨時財政対策債	75,274	3.1	48,587	2.2	26,687	54.9
3 地方譲与税・交付金等	104,962	4.4	110,048	4.9	5,086	4.6
4 国庫支出金	386,240	16.0	251,785	11.2	134,455	53.4
5 県支出金	99,564	4.1	91,696	4.1	7,868	8.6
6 地方債	158,628	6.6	135,025	6.0	23,603	17.5
7 繰入金	39,837	1.7	52,767	2.4	12,930	24.5
8 その他	337,869	14.0	326,966	14.6	10,903	3.3
歳入合計	2,406,904	100.0	2,243,851	100.0	163,053	7.3
一般財源(1~3)	1,384,766	57.5	1,385,612	61.8	846	0.1
特定財源(4~8)	1,022,138	42.5	858,239	38.2	163,899	19.1

(1) 地方税 8,953 億円 (前年度比 333 億円、3.6%)

- ・ 景気低迷の影響により市町村民税所得割及び法人税割等が 297 億円の減収となったこと
- ・ たばこの販売本数の落ち込みにより市町村たばこ税が 18 億円の減収となったこと 等

(2) 地方交付税等 3,845 億円 (前年度比 +375 億円、+10.8%)

- ・ 臨時財政対策債(753 億円)を合わせた実質的な普通交付税(3,534 億円)が、地域雇用創出推進費の創設等により増額確保されたこと
- ・ 特別交付税(312 億円)は、台風 9 号等に伴う災害分の増加により 18 億円の増加 等

(3) 地方譲与税・交付金等 1,050 億円 (前年度比 51 億円、4.6%)

- ・ 低燃費車等に対する時限的な税率軽減措置が導入されたこと等により、自動車取得税交付金が 52 億円の減少となったこと 等

- (4) 国庫支出金 3,862億円(前年度比+1,345億円、+53.4%)
 ・国補正予算による定額給付金給付事業費補助金(705億円)、国経済対策に伴う交付金(409億円)等により大幅増となり、1,345億円の増加 等
- (5) 地方債 1,586億円(前年度比+236億円、+17.5%)
 ・財源対策のための減収補てん債特例分(43億円増)、退職手当債(62億円増)により105億円の増加
 ・減収補てん債特例分や退職手当債、災害復旧事業債等を除いた実質的な地方債発行額は、124億円の増加

4 歳出の状況

性質別歳出

(単位：百万円、%)

区 分	21年度		20年度		増減額 c a - b	増減率 c ÷ b × 100
	a	構成比	b	構成比		
義務的経費	1,150,790	48.6	1,146,742	52.1	4,048	0.4
人件費	422,544	17.8	428,367	19.5	5,823	1.4
扶助費	378,405	16.0	356,462	16.2	21,943	6.2
公債費	349,841	14.8	361,913	16.4	12,072	3.3
投資的経費	301,187	12.7	252,781	11.5	48,406	19.1
普通建設事業費	297,319	12.6	252,470	11.5	44,849	17.8
補助事業費	121,425	5.1	99,367	4.5	22,058	22.2
単独事業費	157,726	6.7	143,306	6.5	14,420	10.1
災害復旧事業費	3,867	0.2	311	0.0	3,556	1,143.4
その他経費	916,182	38.7	801,481	36.4	114,701	14.3
物件費	245,811	10.4	233,747	10.6	12,064	5.2
補助費等	275,411	11.6	184,707	8.4	90,704	49.1
投資及び出資金・貸付金	129,774	5.5	113,392	5.2	16,382	14.4
歳出合計	2,368,159	100.0	2,201,004	100.0	167,155	7.6

- (1) 義務的経費 1兆1,508億円(前年度比+40億円、+0.4%)
 ・人件費：行革等による給料及び各種手当ての見直しにより前年度比58億円の減
 ・扶助費：生活保護費(125億円増)や障害者自立支援給付費等による社会福祉費(59億円増)の増により前年度比219億円の増
 ・公債費：平成20年度に行った公的資金補償金免除繰上償還や任意の繰上償還等の影響により前年度比121億円の減
- (2) 投資的経費 3,012億円(前年度比+484億円、+19.1%)
 ・地域活性化・公共投資臨時交付金等の活用により普通建設事業費が448億円増加したこと
 ・台風9号等災害に係る災害復旧事業費が36億円増加したこと 等
- (3) その他経費 9,162億円(前年度比+1,147億円、+14.3%)
 ・定額給付金事業の影響等により補助費等が907億円増加したこと
 ・緊急雇用対策の実施による委託費の増や地域活性化・経済危機対策臨時交付金等の活用による学校備品の充実により物件費が121億円増加したこと
 ・中小企業への融資等により貸付金等が164億円増加したこと 等

5 財政指標等

(1) 健全化判断比率…【別紙1】

以下の健全化判断比率は、21年度決算に基づく各市町の算定結果を速報値としてとりまとめたものであり、今後、変動する場合があります。

実質赤字比率

実質赤字が生じる団体はなし

連結実質赤字比率

連結実質赤字が生じる団体はなし

実質公債費比率

県内市町で早期健全化基準を超過する団体はなし

28 団体で比率が改善したが、10 団体で悪化(県平均 13.3% 0.7 ポイントの改善、H20:14.0%)

・ 繰上償還に伴う公債費充当一般財源等の減少、公営企業繰出金の減少等により、28 団体で数値の改善が見られた一方で、合併特例債等の償還額が増加している合併団体を中心に 10 団体で数値が悪化した。

・ 芦屋市(17.9%) が 18%を下回ったため、合計 14 団体が地方債の許可団体となった。

(H20 15 団体)

・ 香美町は財政健全化計画に基づき着実に公債費を縮減したため、計画どおり 25%を下回った。

実質公債費比率の高い団体の状況

(単位 : %)

団体名	21年度 A	20年度 B	改善率 B - A	主な改善理由
香美町	24.6	26.6	2.0%改善	過去の繰上償還の効果等による元利償還金等(交付税措置除き)の減(3.0億円の減)
淡路市	23.2	23.5	0.3%改善	過去の繰上償還の効果等による元利償還金等(交付税措置除き)の減(0.3億円の減)
篠山市	22.7	21.7	1.0%悪化	水道事業における高料金対策等による公営企業への繰出金の増(4.8億円の増)
神河町	22.5	22.8	0.3%改善	過去の繰上償還の効果等による元利償還金等(交付税措置除き)の減(0.2億円の減)
養父市	21.6	23.4	1.8%改善	過去の繰上償還の効果等による元利償還金等(交付税措置除き)の減(4.1億円の減)

主な改善理由については、21年度と18年度を比較した内容を記載

将来負担比率

将来負担比率が早期健全化基準を超過する団体はなし。

34 団体で比率が改善したが、5 団体で悪化(県平均 141.6% 7.6 ポイント改善、H20:149.2%)

・ 繰上償還に伴う地方債現在高の減等により、34 団体で数値の改善が見られた一方で、公営企業会計への繰入見込額が増加したことなどにより 5 団体で悪化した。

将来負担比率の高い団体の状況

(単位 : %)

団体名	21年度 A	20年度 B	改善率 B - A	主な改善理由
篠山市	289.0	308.5	19.5%改善	繰上償還等に伴う地方債残高の減(36.8億円の減)
淡路市	286.5	319.8	33.3%改善	繰上償還等に伴う地方債現在高の減(13.9億円の減) 繰出金の抑制による繰入見込額の減(下水 : 13.7億円の減)
上郡町	256.5	271.1	14.6%改善	繰上償還等に伴う地方債現在高の減(4.8億円の減)
南あわじ市	224.9	244.2	19.3%改善	繰上償還等に伴う地方債現在高の減(31.0億円の減)
赤穂市	219.1	243.7	24.6%改善	新規発行額の抑制による地方債現在高の減(14.6億円の減)

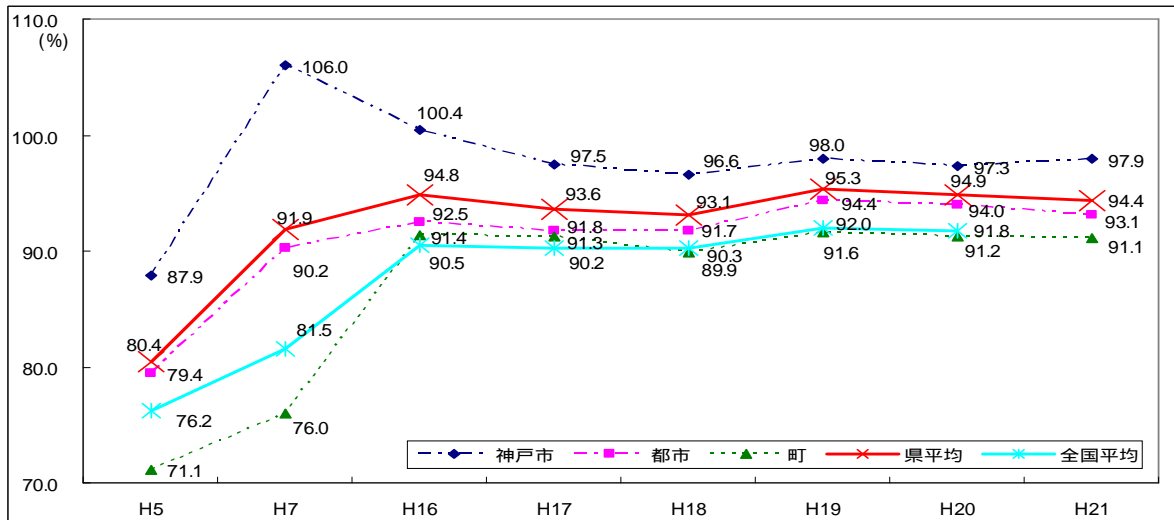
(2) 資金不足比率・・・【別紙2】

資金不足比率が経営健全化基準を超過する団体はなし。

- ・昨年度、経営健全化基準を超過していた三木市の病院事業については、長期貸付の実施等により基準を下回った。

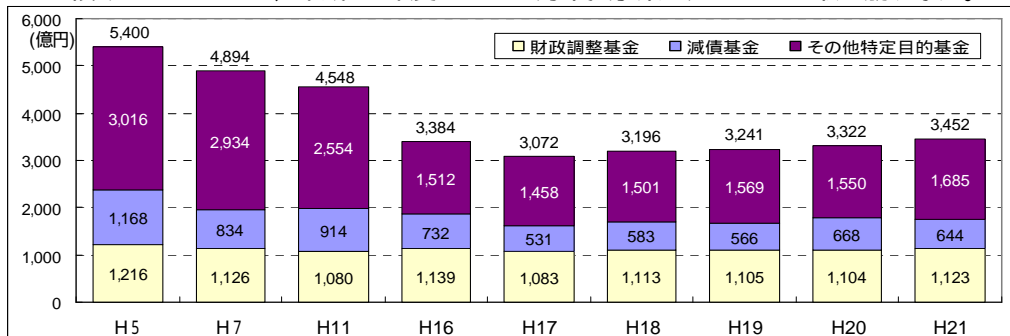
(3) 経常収支比率 94.4% (前年度比 0.5% H20 94.9%)

- ・歳出では扶助費(81億円増)の増加を上回る人件費(110億円減)や公債費(24億円減)等の減により経常経費充当一般財源が減少(27億円減)したこと。
- ・歳入では地方税の減収を上回る地方交付税等の増により経常一般財源等が増加(29億円増)



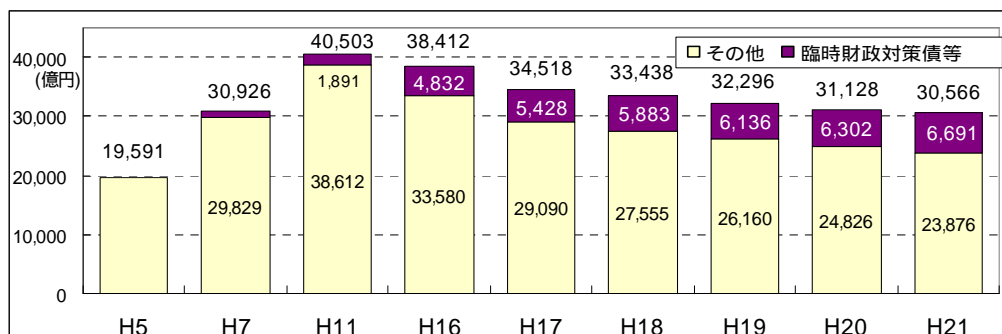
(4) 基金残高 3,452億円 (前年度比+130億円、H20末 3,322億円)

- ・合併市町において地域振興基金を積み増したこと(39億円増)
 - ・地域活性化・公共投資臨時交付金を基金()に積み立てたこと(125億円増) 等
- 積み立てた基金は、平成23年度までに地方単独事業に充てるため取り崩す予定。



(5) 地方債残高 3兆566億円 (前年度比 562億円 H20末 3兆1,128億円)

- ・建設地方債の発行抑制や繰上償還の実施により、全体で1.8%の減
- ・臨時財政対策債等を除く地方債残高(2兆3,876億円)は、震災前の1.2倍程度。



【参考】平成21年度決算主要指標（普通会計） 市町別一覧表

（単位：百万円、％）

団体名	歳入総額		歳出総額		実質収支	実質単年度収支	基金残高			地方債現在高		経常収支比率	H20	標準財政規模 （臨時財政対策債発行可能額含む）
		増減率		増減率			増減率	うち 財政調整基金	増減率		増減率			
1神戸市	810,595	9.9	803,218	10.8	67	45	56,549	30.3	1,213	1,190,002	1.9	97.9	97.3	382,218
2姫路市	218,956	6.2	209,637	7.3	5,661	1,231	38,980	3.1	10,289	196,499	3.3	85.3	84.5	113,996
3尼崎市	193,889	0.8	193,463	0.7	10	41	17,223	12.0	1,366	269,777	0.7	96.2	98.6	97,169
4明石市	96,885	6.7	95,932	6.7	710	310	8,130	7.5	3,569	101,220	0.6	93.7	94.9	53,353
5西宮市	161,615	6.8	160,571	7.1	710	1	16,736	6.7	9,689	178,568	5.4	99.5	98.2	95,507
6洲本市	23,830	7.2	23,301	7.0	512	348	3,336	47.0	1,477	42,517	2.8	94.2	94.8	13,515
7芦屋市	41,900	2.8	41,109	3.4	234	1,297	17,186	2.7	7,193	81,155	5.3	97.4	105.1	23,329
8伊丹市	64,847	12.5	64,351	12.8	327	100	6,344	21.9	3,520	64,868	1.2	98.7	97.9	37,104
9相生市	13,389	8.6	12,953	8.4	386	339	3,157	2.8	1,544	14,380	6.4	94.9	96.4	8,316
10豊岡市	50,226	11.9	49,038	11.4	1,011	1,614	12,973	3.0	4,272	62,387	2.5	86.9	91.1	28,598
11加古川市	78,033	6.5	77,363	6.5	399	150	11,686	0.6	4,528	79,443	2.7	92.5	92.0	46,631
12赤穂市	19,018	6.6	18,736	6.0	233	97	2,023	13.0	493	23,379	5.9	90.5	91.4	11,882
13西脇市	19,278	9.1	18,522	6.1	640	494	4,722	7.5	2,538	15,022	1.0	90.0	94.8	11,373
14宝塚市	69,475	8.0	68,350	7.7	158	203	10,110	6.6	4,021	80,792	2.2	99.2	99.4	41,497
15三木市	29,568	1.1	29,405	0.9	57	282	6,895	6.5	2,973	33,195	4.1	91.3	93.2	18,706
16高砂市	31,489	2.7	30,971	3.0	440	257	2,390	5.6	1,949	26,175	3.0	91.4	93.1	19,525
17川西市	46,238	7.0	45,847	6.7	181	42	3,890	23.4	473	53,585	1.0	92.7	95.1	28,026
18小野市	17,611	4.5	17,329	4.8	223	174	7,425	2.7	3,001	13,971	3.2	91.6	92.4	10,977
19三田市	37,597	1.4	37,188	2.3	240	806	15,896	5.6	4,026	46,805	2.5	98.2	98.1	22,122
20加西市	18,502	2.4	18,218	1.8	238	129	2,199	0.6	967	15,409	6.8	91.1	93.5	11,631
21篠山市	25,842	16.6	25,285	17.0	359	1,416	7,252	1.6	3,582	40,689	8.4	88.9	95.6	16,222
22養父市	21,683	6.8	20,868	6.1	698	1,099	3,578	5.5	1,437	29,321	7.4	87.5	88.7	13,139
23丹波市	37,714	10.2	35,533	9.4	1,447	2,050	12,770	4.3	6,039	39,883	2.3	88.1	89.7	22,348
24南あわじ市	26,749	2.5	25,985	2.6	711	381	5,433	6.6	472	40,869	4.2	89.5	88.3	16,088
25朝来市	21,188	10.6	20,335	8.9	687	380	9,144	3.3	4,751	30,724	5.0	89.3	92.9	12,708
26淡路市	30,418	10.1	29,931	10.6	156	665	3,060	1.6	1,142	54,907	2.5	92.8	92.3	17,879
27宍粟市	25,787	6.2	24,868	4.6	541	160	4,968	3.1	1,619	33,833	1.1	95.5	96.3	14,921
28加東市	18,148	9.0	17,421	8.7	647	127	6,916	13.4	3,565	16,964	1.8	90.8	93.5	11,438
29たつの市	33,022	1.3	32,724	2.8	235	117	9,872	3.7	3,568	38,846	1.2	93.3	89.8	19,857
30猪名川町	9,635	9.1	9,310	8.7	232	105	4,580	5.1	2,169	7,524	5.8	89.6	88.5	6,607
31多可町	12,121	0.7	11,580	2.5	281	221	5,657	4.6	2,332	17,918	3.4	95.6	94.5	7,577
32稲美町	9,506	9.7	9,192	9.2	255	184	2,122	12.9	1,263	7,950	1.7	84.3	85.9	6,430
33播磨町	10,175	9.6	9,497	14.3	461	1,606	6,256	4.6	4,435	8,745	2.5	99.1	94.1	6,298
34市川町	5,550	8.0	5,452	8.1	94	23	736	0.7	558	6,684	5.2	88.8	91.1	3,830
35福崎町	7,448	6.8	7,220	5.8	201	89	1,161	1.0	694	9,507	0.8	88.3	88.9	4,828
36神河町	8,759	6.3	8,570	5.6	168	201	1,352	8.8	319	10,537	5.6	93.2	93.2	5,234
37太子町	9,731	13.4	9,566	13.7	130	66	1,943	4.5	1,041	8,594	3.2	87.7	87.3	6,538
38上郡町	8,355	11.8	8,077	12.4	209	281	527	97.3	502	10,764	4.3	96.1	92.5	4,878
39佐用町	17,661	40.8	17,258	38.5	96	252	7,647	0.5	2,687	18,517	0.4	89.1	87.7	8,711
40香美町	13,774	7.1	13,435	6.8	249	316	1,428	92.9	623	20,003	4.6	90.6	95.9	8,649
41新温泉町	10,698	19.0	10,551	19.2	60	30	955	6.9	448	14,721	3.0	91.3	94.1	6,483
合計														
市計(神戸市含)	2,283,491	7.1	2,248,451	7.5	17,919	10,202	310,840	4.2	95,275	2,915,186	1.7	94.6	95.1	1,220,075
市計(神戸市除)	1,472,896	5.6	1,445,233	5.7	17,852	10,247	254,291	0.2	94,062	1,725,184	1.6	93.1	94.0	837,858
町計	123,413	10.4	119,709	10.1	2,438	491	34,363	1.3	17,071	141,463	3.3	91.1	91.2	76,062
県計(神戸市含)	2,406,904	7.3	2,368,159	7.6	20,357	9,711	345,204	3.9	112,346	3,056,649	1.8	94.4	94.9	1,296,137
県計(神戸市除)	1,596,309	6.0	1,564,942	6.0	20,290	9,756	288,654	0.0	111,133	1,866,647	1.8	93.0	93.8	913,920

注1 経常収支比率の合計欄は加重平均。

【別紙1】 県内市町の健全化判断比率一覧

(単位:%)

市町名	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率			将来負担比率		
		(参考) 早期健全 化基準		(参考) 早期健全 化基準		順位	対前年度 増減率 (は改善)		順位	対前年度 増減率 (は改善)
神戸市	-	11.25	-	16.25	13.9	15	1.2	175.6	26	1.0
姫路市	-	11.25	-	16.25	10.9	9	0.3	103.7	14	1.2
尼崎市	-	11.25	-	16.25	10.5	8	0.1	192.0	33	13.8
明石市	-	11.25	-	16.25	8.5	4	0.0	87.2	8	7.2
西宮市	-	11.25	-	16.25	11.8	11	1.6	91.8	11	8.3
洲本市	-	12.90	-	17.90	18.9	29	0.2	178.4	28	29.0
芦屋市	-	12.20	-	17.20	17.9	27	2.0	190.8	32	15.9
伊丹市	-	11.54	-	16.54	7.9	3	0.4	96.4	12	8.4
相生市	-	13.67	-	18.67	15.9	23	0.8	179.6	29	11.9
豊岡市	-	11.87	-	16.87	19.4	33	0.4	202.3	34	1.8
加古川市	-	11.31	-	16.31	9.0	5	1.2	77.6	7	30.5
赤穂市	-	13.07	-	18.07	14.2	16	0.0	219.1	37	24.6
西脇市	-	13.13	-	18.13	14.8	17	0.8	115.3	16	33.3
宝塚市	-	11.42	-	16.42	9.4	6	0.4	88.6	10	7.6
三木市	-	12.56	-	17.56	13.5	13	0.2	65.8	6	7.2
高砂市	-	12.52	-	17.52	10.1	7	1.2	119.7	19	17.0
川西市	-	11.90	-	16.90	10.9	9	0.2	163.7	24	6.9
小野市	-	13.19	-	18.19	13.7	14	0.5	1.4	3	4.5
三田市	-	12.30	-	17.30	15.7	22	0.0	10.1	4	18.6
加西市	-	13.10	-	18.10	20.3	36	0.5	153.2	22	19.7
篠山市	-	12.69	-	17.69	22.7	39	1.0	289.0	41	19.5
養父市	-	12.94	-	17.94	21.6	37	1.8	187.6	31	20.9
丹波市	-	12.28	-	17.28	15.5	21	0.8	111.7	15	0.3
南あわじ市	-	12.70	-	17.70	19.8	35	0.8	224.9	38	19.3
朝来市	-	12.98	-	17.98	18.9	29	1.1	138.3	21	18.9
淡路市	-	12.60	-	17.60	23.2	40	0.3	286.5	40	33.3
宍粟市	-	12.78	-	17.78	19.6	34	0.3	203.7	35	0.9
加東市	-	13.12	-	18.12	19.2	32	0.6	64.6	5	23.5
たつの市	-	12.51	-	17.51	15.0	18	0.3	118.9	18	38.7
猪名川町	-	14.19	-	19.19	4.8	2	0.3	- (81.9)	1	3.2
多可町	-	13.87	-	18.87	18.0	28	0.2	88.0	9	20.4
稲美町	-	14.26	-	19.26	11.9	12	1.0	97.8	13	18.0
播磨町	-	14.31	-	19.31	3.5	1	0.1	- (85.7)	1	19.0
市川町	-	15.00	-	20.00	17.8	26	0.1	155.8	23	15.6
福崎町	-	15.00	-	20.00	16.3	24	0.5	181.0	30	8.8
神河町	-	14.85	-	19.85	22.5	38	0.3	170.8	25	24.5
太子町	-	14.22	-	19.22	15.4	20	0.8	120.0	20	10.7
上郡町	-	15.00	-	20.00	17.0	25	0.3	256.5	39	14.6
佐用町	-	13.58	-	18.58	15.0	18	0.1	115.3	16	3.2
香美町	-	13.59	-	18.59	24.6	41	2.0	210.4	36	31.1
新温泉町	-	14.24	-	19.24	18.9	29	0.1	176.8	27	9.8
市平均	-	/	-	/	13.2	/	0.7	143.6	/	7.4
市平均(神戸市除)	-	/	-	/	12.9	/	0.4	129.3	/	10.2
町平均	-	/	-	/	15.3	/	0.5	110.1	/	8.3
県平均	-	/	-	/	13.3	/	0.7	141.6	/	7.6
県平均(神戸市除)	-	/	-	/	13.1	/	0.4	127.7	/	10.1

28団体で改善、10団体で悪化 34団体で改善、5団体で悪化

注1 実質赤字比率、連結実質赤字比率について、赤字が生じない団体は「-」で表示。

注2 将来負担比率について、公債費充当可能財源等が将来負担額を上回るため比率が算定されない団体は、「-」で表示。
(下段括弧書きで、公債費充当可能財源等の超過率を参考表示。)

注3 順位は、比率の低い順。

注4 平均は、加重平均による。

【別紙2】 資金不足比率の状況

事業	団体	H21年度			H20年度		備考
		資金不足額 (百万円)	資金不足 比率 (%)	解消予定 年度	資金不足額 (百万円)	資金不足 比率 (%)	
病院	三木市	831	17.9	H25	1,101	23.6	H21年度に市から長期貸付をうけるとともに、経営改善の取組を進めた結果、資金不足比率は20%を下回った。なお、H25.10に小野市との統合による企業団立の新病院を設立することに伴い、三木市の病院事業は廃止予定。
	川西市	539	14.6	H24	160	4.0	医師退職により資金不足が拡大。
	西脇市	502	8.8	H24	481	9.3	病院の現地建替えに伴う患者制限の解除等により、H24年度に資金不足を解消見込み。
	西宮市	299	7.0	H22	446	11.3	市からの長期貸付により、資金不足比率を減少。
	新温泉町	19	1.9	H23	-	-	医師退職により資金不足が発生。
	宝塚市	39	0.4	H26	-	-	医師不足により収益が減少し、資金不足が発生。
	神戸市	-	-	-	2,778	9.3	H21.4.1に地方独立行政法人への移行とともに、病院事業会計を廃止。
	高砂市	-	-	-	165	3.4	医業収益の改善により資金不足を解消。
下水	淡路市	-	-	-	9	2.0	H21年度に繰入を増額し、資金不足を解消。
市場	伊丹市	6	8.4	H22	11	19.2	使用料収入の増などにより、H20年度より経営は好転。H22年度に資金不足を解消見込み。
観光	たつの市	47	4.7	H28	-	-	収益の悪化により資金不足が発生。
交通 自動車 運送	神戸市	1,242	10.6	H26	1,168	9.5	景気低迷・新型インフルエンザの影響等による運輸収入の減、退職手当債の元金償還等により、資金不足比率が悪化。
	尼崎市	184	5.9	H29	-	-	希望退職制度の創設・実施により資金不足が発生。 地域交通会議の答申(H22.7)を踏まえ、持続可能なバスネットワークの構築について検討。

経営健全化基準・・・資金不足比率20%以上

用語集

1 財政収支の均衡をみる指標

項目	算定式	説明
形式収支	歳入決算額 - 歳出決算額	現金主義の建前に立って、当該年度中に収入された現金（前年度からの繰越金を含む。）と支出された現金との差額を示した指標
実質収支	形式収支 - 翌年度に繰り越すべき財源	発生主義の要素を加味して、当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額、いわば地方公共団体の純剰余又は純損失を示した指標
単年度収支	当該年度実質収支 - 前年度実質収支	前年度の実質収支を除外した当該年度のみの実質的な収入と支出との差額を示した指標
実質単年度収支	単年度収支 + 財政調整基金積立額 + 起債繰上償還額（任意に行ったもの） - 財政調整基金取崩額	単年度収支から、実質的な赤字要素（基金積立、繰上償還）及び赤字要素（基金取崩）を考慮した実質的な単年度収支を示した指標

2 財政構造の弾力性をみる指標

項目	算定式	説明
経常収支比率	$\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源等}} \times 100$ <p> 経常経費：人件費、扶助費、公債費等 経常一般財源：地方税、普通交付税、地方譲与税等 </p> <p>H13以降においては、経常一般財源に、減税補てん債及び臨時財政対策債の発行額を加えて算出する（H19以降減税ほてん債に替えて減収ほてん債特例分を加えて算出）。</p>	<p>経常的経費に経常一般財源がどの程度充てられているかを示した比率で、比率が小さいほど、臨時の財政需要に充当できる経常一般財源（経常剰余財源）が大きくなり、財政構造が弾力的であるといえる。</p> <p>公営企業会計における「経常収支比率」とは定義が異なる。</p>
標準財政規模	<p>地方公共団体の一般財源の標準的規模を示したもので、通常水準の行政活動を行ううえで必要な一般財源の総量</p> $\left[\begin{array}{l} \text{市町村民税所得割における} \\ \text{税源移譲相当額の25\%} \\ \text{特別とん譲与税} \\ \text{自動車重量譲与税} \\ \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{地方道路譲与税} \\ \text{地方揮発油譲与税} \\ \text{石油ガス譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{児童手当特例交付金} \end{array} \right] \times \frac{100}{75} + \left[\begin{array}{l} \text{特別とん譲与税} \\ \text{自動車重量譲与税} \\ \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{地方道路譲与税} \\ \text{地方揮発油譲与税} \\ \text{石油ガス譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{児童手当特例交付金} \end{array} \right] + \text{普通交付税額} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$	

3 その他

項目	説明
普通会計	<p>個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっている等のため、財政比較や統一的な掌握が困難である。このため地方財政統計上統一的に用いられている会計区分。</p> <p>一般会計と、特別会計のうち公営事業会計に属するもの以外の会計を合算した会計区分をいう。</p> <p>公営事業会計... 公営企業（水道、病院、交通など）、国民健康保険事業、介護保険事業、老人保健医療事業、収益事業（競馬、競艇、宝くじなど）、農業共済事業など独立採算を原則とする事業の会計</p>
一般会計	<p>地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計で、地方公共団体の会計の中心をなすもの。特別会計で計上される以外のすべての経費を一般会計で処理しなければならない。</p> <p>特別会計... 一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計。</p> <p>特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例で設置することができる。（地方自治法第209条第2項）</p>
臨時財政対策債	<p>地方財政対策において、地方財源の不足に対処するため、従来の交付税特別会計借入金による方式に代えて、平成13年度より地方財政法第5条の特例となる地方債として発行されるもの。</p> <p>この臨時財政対策債の元利償還金は、翌年度以降の地方交付税の算定において基準財政需要額に全額算入される。</p> <p>なお、臨時財政対策債（又は臨時財政対策債発行可能額）は、通常の地方債とは異なり、各指標（経常収支比率、実質公債費比率等）の算定において一般財源として取り扱う。</p>

《地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要》

基準

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、全団体が、(1)実質赤字比率、(2)連結実質赤字比率、(3)実質公債費比率、(4)将来負担比率の4つの健全化判断比率を算定・公表することとされ、その1つでも別表1「早期健全化基準(値)」、「財政再生基準(値)」を上回った場合は、それぞれ「財政健全化計画」、「財政再生計画」の策定が義務付けられ、早期に財政状況を是正することが求められる。

また、公営企業についても、資金不足比率を算定・公表することとされ、その比率が別表2「経営健全化基準(値)」を上回った公営企業は、「経営健全化計画」の策定が義務付けられる。

〔健全化判断比率等は、平成19年度決算から算定・公表され、平成20年度決算から基準以上となった団体に対する計画策定の義務付けが適用される。〕

(別表1)

	早期健全化基準(値)	財政再生基準(値)
実質赤字比率	標準財政規模に応じて 11.25～15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	標準財政規模に応じて 16.25～20.0%	30.0% 〔20、21年度は40.0% 22年度は35.0%〕
実質公債費比率	25.0%	35.0%
将来負担比率	350.0%	

(別表2)

	経営健全化基準(値)
資金不足比率	20.0%

各指標の算式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額：
一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・実質連結赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率 (3カ年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元金償還金} \cdot \text{準元金償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足の額}}{\text{事業の規模}}$$

資本の不足額：一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額。

なお、施設の耐用年数と企業債償還年限の違いから発生する赤字等については、資金の不足額から一定控除されることとなっています。

事業の規模：料金収入など主たる経営活動から生じる収益等に相当する額。